

宮 城 県 公 報

令和 7 年 10 月 9 日（木）
号外第 35 号

目 次

条例

- 宮城県県税条例の一部を改正する条例（税務課）
- 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（市町村課）
- 震災対策推進条例の一部を改正する条例（防災推進課）
- 損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（商工金融課）
- 産業交流センター条例の一部を改正する条例（国際政策課）

次の条例をここに公布する。

令和7年10月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- | | |
|-------------|--|
| 宮城県条例第 59 号 | 宮城県県税条例の一部を改正する条例 |
| 宮城県条例第 60 号 | 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 |
| 宮城県条例第 61 号 | 震災対策推進条例の一部を改正する条例 |
| 宮城県条例第 62 号 | 損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例 |
| 宮城県条例第 63 号 | 産業交流センター条例の一部を改正する条例 |

宮城県県税条例の一部を改正する条例

宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （県民税の法人税割の税率の特例） 第8条 昭和51年5月1日から<u>令和13年4月30日</u>までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第27条の2第2項の規定にかかわらず、100分の1.8とする。	附 則 （県民税の法人税割の税率の特例） 第8条 昭和51年5月1日から<u>令和8年4月30日</u>までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第27条の2第2項の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年宮城県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
別表第 1 （第 2 条関係） <table> <tr> <th>提供を受ける区域内の市町村の執行機関</th><th>事 務</th></tr> <tr> <th>〔略〕</th><th>〔略〕</th></tr> <tr> <td>事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）第 2 条の表34の項の右欄に掲げる市町村の長</td><td>特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）による事務のうち法別表第 5 第 1 号の 7 に掲げるもの</td></tr> </table>	提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務	〔略〕	〔略〕	事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）第 2 条の表34の項の右欄に掲げる市町村の長	特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）による事務のうち法別表第 5 第 1 号の 7 に掲げるもの	別表第 1 （第 2 条関係） <table> <tr> <th>提供を受ける区域内の市町村の執行機関</th><th>事 務</th></tr> <tr> <th>〔略〕</th><th>〔略〕</th></tr> <tr> <td>事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）第 2 条の表34の項の右欄に掲げる市町村の長</td><td>特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）による事務のうち法別表第 5 第 1 号の 5 に掲げるもの</td></tr> </table>	提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務	〔略〕	〔略〕	事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）第 2 条の表34の項の右欄に掲げる市町村の長	特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）による事務のうち法別表第 5 第 1 号の 5 に掲げるもの
提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務												
〔略〕	〔略〕												
事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）第 2 条の表34の項の右欄に掲げる市町村の長	特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）による事務のうち法別表第 5 第 1 号の 7 に掲げるもの												
提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務												
〔略〕	〔略〕												
事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）第 2 条の表34の項の右欄に掲げる市町村の長	特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）による事務のうち法別表第 5 第 1 号の 5 に掲げるもの												

附 則

この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第38号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

震災対策推進条例の一部を改正する条例

震災対策推進条例（平成20年宮城県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（要配慮者の支援体制の整備に対する協力等） 第23条 県は、市町村が行う要配慮者（災害対策基本法<u>第8条第2項第17号</u>に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）の情報の把握及び震災時支援団体と連携した要配慮者の支援体制の整備に協力するよう努めなければならない。 2 県は、市町村が行う要配慮者であって避難所（災害対策基本法<u>第33条の2第1項第1号</u>に規定する避難所をいう。）での生活において特別な配慮を必要とするものが避難するための施設の確保に協力するよう努めなければならない。 3 [略]	（要配慮者の支援体制の整備に対する協力等） 第23条 県は、市町村が行う要配慮者（災害対策基本法<u>第8条第2項第15号</u>に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）の情報の把握及び震災時支援団体と連携した要配慮者の支援体制の整備に協力するよう努めなければならない。 2 県は、市町村が行う要配慮者であって避難所（災害対策基本法<u>第49条の7第1項</u>に規定する避難所をいう。）での生活において特別な配慮を必要とするものが避難するための施設の確保に協力するよう努めなければならない。 3 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成23年宮城県条例第128号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（回収納付金を受け取る権利の放棄） 第3条　〔略〕 （1）～（5）　〔略〕 （6）　産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争 解決事業者が行う同条第22項に規定する特定認証紛争解決手 続に基づき策定された事業の再生に関する計画 （7）～（9）　〔略〕	（回収納付金を受け取る権利の放棄） 第3条　〔略〕 （1）～（5）　〔略〕 （6）　産業競争力強化法第2条第20項に規定する特定認証紛争 解決事業者が行う同条第21項に規定する特定認証紛争解決手 続に基づき策定された事業の再生に関する計画 （7）～（9）　〔略〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

産業交流センター条例の一部を改正する条例

産業交流センター条例（平成7年宮城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第11条関係）				別表（第11条関係）			
(1) [略]				(1) [略]			
区 分		利 用 料 金 の 基 準 額		区 分		利 用 料 金 の 基 準 額	
		使 用 時 間 内	使 用 時 間 外			使 用 時 間 内	使 用 時 間 外
本館屋内展示場（附属の主催者事務室、主催者会議室、主催者控室及び主催者倉庫を含む。以下同じ。）	[略]	[略]	[略]	本館屋内展示場（附属の主催者事務室、主催者会議室、主催者控室及び主催者倉庫を含む。以下同じ。）	[略]	[略]	[略]
本館屋内展示場以外の本館展示棟内施設	<u>1 平方メートル</u>	全日 午前 午後 夜間	232円 116円 116円 116円				
[略]	[略]		<u>1時間につき</u> 29円	[略]	[略]	[略]	[略]

本館会議室	[略]	[略]	[略]
本館大ホール及び本館会議室以外の本館会議棟内施設	1 平方メートル	全日 156円 午前 78円 午後 78円 夜間 78円	1 時間につき 20円
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
西館研修室	[略]	[略]	[略]
西館屋内展示場（附属の主催者控室を含む。）の項から西館研修室の項までに掲げる施設以外の西館内施設	1 平方メートル	全日 256円 午前 128円 午後 128円 夜間 128円	1 時間につき 32円

備考

(1)～(5) [略]

(6) 本館屋内展示場以外の本館展示棟内施設、本館大ホール及び本館会議室以外の本館会議棟内施設及び西館屋内展示場（附属の主催者控室を含む。）の項から西館研修室の項までに掲げる施設以外の西館内施設の利用料金は、展示、催し等の目的に使用する場合に徴収する。

(7) [略]

(2) [略]

本館会議室	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
西館研修室	[略]	[略]	[略]

備考

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(2) [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年11月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第11条第 2 項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。